特定非営利活動法人　ハンディキャブゆづり葉　定款

第1章　総則

(名称)

第 1 条　この法人は、特定非営利活動法人ハンディキャブゆづり葉という。

(事務所)

第 2 条　この法人の事務所を、東京都多摩市に置く。

(目的)

第 3 条　この法人は、ひとりでは外出困難な方および高齢者の自立・社会参加を容易にする事業ならびに災害発生時の救援事業をおこない、市民相互の連帯と責任に基づく福祉のまちづくりを推進することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条　この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動にかかわる事業として、次の種類の非営利活動を行う。

(1)　保健および福祉の増進を図る活動
(2)　まちづくりの推進を図る活動
(3)　災害救援活動
(4)　前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業)

第 5 条　この法人は、第 3 条の目的達成のため、次の事業を行う。

(1)　車両移動・徒歩移動等の移動支援サービス事業
(2)　福祉有償運送事業
(3)　行政および民間の福祉・まちづくり関連に関する受託事業
(4)　障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業
(5)　介護保険法に基づく介護保険サービス事業
(6)　地域福祉推進事業
(7)　必要な調査研究、情報収集及び提供
(8)　災害救援時の機材の提供およびボランティア派遣に関する事業
(9)　その他、この法人目的達成に必要な事業

第2章　会員

(種別)

第 6 条　この法人の会員は次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1)　正会員：この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、総

会における議決権を有するものとする。ただし団体会員は一団体をもって一会員とする。

(2) 一般会員:この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体会員で、総会における議決権を有しないものとする。

(3) 賛助会員:この法人の目的に賛同し、この法人を賛助する意思をもって入会した個人及び団体とする。

(入会)

第 7 条 この法人の正会員又は一般会員として入会しようとするものは、入会申込書により、理事会に申し込むものとする。

2 理事会は、入会の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事会は、入会を認めない時には、本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第 8 条 第6条の各会員は、総会において別に定める会費を納めなければならない。納入不可能なものは、理事会の承認があれば免除できる。

(資格喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合にはその資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき。

(3) 継続して 1 年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(5) 会員である団体が消滅したとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事会が別に定める退会届を理事会に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費の不返還)

第 12 条 既に納入した入会金、会費は、いかなる事情が生じても返還しない。

第3章 役員

(種別および定数)

第 13 条　この法人には、次の役員を置く。

(1)　理事　5 名以上 15 名以内

(2)　監事　2 名以内

2　理事のうち 1 名を理事長、2 名を副理事長とする。

3　理事会の議決を経て、常任理事を置くことができる。

(選任等)

第 14 条　理事および監事は、総会において正会員の中から選出する。

2　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および三親等以内の親族が役員の 3 分の1を超えて含まれることになってはならない。

4　法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることが出来ない。

5　監事は、理事又はこの法人の職員とは兼ねることはできない。

(職務)

第 15 条　理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。

2　理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

3　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序に従い、代わって職務を遂行する。

4　監事は次に掲げる職務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること

(2)　この法人の財産の状況を監査すること

(3)　前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4)　前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期等)

第 16 条　役員の任期は、2 年とする。ただし再任は防げない

2　役員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3　役員は、その任期満了後も後任者が就任するまでは、任務を遂行しなければならない。

(欠員補充)

第 17 条　理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超えるものが欠けたときは、遅滞

なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条　役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することが出来る。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められる時

(2) 職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があった時

2　前項の規定により役員を解任しようとする場合には、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条　役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。

2　役員にはその職務を執行するために要した費用等を弁償することができる。

3　前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章　会議

(種別)

第 20 条　この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

3　理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

(総会の構成)

第 21 条　総会は正会員を以って構成する。

(総会の権能)

第 22 条　総会は以下の事項について議決する。

(1)　定款の変更
(2)　解散および合併
(3)　事業計画および予算ならびにその変更
(4)　事業報告および決算
(5)　役員の選任又は解任、職務および報酬
(6)　会費の額
(7)　長期借入金、その他新たな義務の負担および権利の放棄
(8)　事務局の組織および運営
(9)　その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 23 条　通常総会は、毎年 1 回開催する。

2　臨時総会は次に掲げる場合に開催する。

(1)　理事会が必要と認め、招集の請求をしたい時
(2)　正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があった時
(3)　監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集する時

(総会の招集)

第 24 条　総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときには、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電磁的方法もしくはファクシミリにより、開催日の 7 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条　総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条　総会は、会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 27 条　総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項となる。総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数を以って決し、可否同数の時には議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第 28 条　各正会員の表決権は平等なるものとする。

2　総会はオンライン会議、音声会議等の同時性、双方向性が確保されたシステムによっても参加することができる。やむを得ない理由により総会に出席できない正会員はあらかじめ通知された事項について、書面、電磁的方法もしくはファクシミリをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条、第 29 条第 1 項第 2号および第 48 条の規定の適用については出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることが出来ない。

(総会の議事録)

第 29 条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　正会員総数及び出席者数(書面、電磁的方法もしくはファクシミリによる表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記すること)

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名し、保存しなければならない。

(理事会の構成)

第 30 条　理事会は理事を以って構成する。監事は出席し、意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第 31 条理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1)　総会に付議すべき事項

(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)　その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条　理事会は次に掲げる場合に開催する。

(1)　理事長が必要と認めたとき

(2)　理事総数の 3 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があった時。

(理事会の招集)

第 33 条　理事会は理事長が招集する。

2　理事長は前条第 2 号の場合には、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電磁的方法もしくはファクシミリにより、開催日の少なくとも前日までに通知しなければならない。

(理事会の議決)

第 34 条　理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数を以って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の議長)

第 35 条　理事会の議長は、理事長が指名した者とする。

(理事会の表決権等)

第 36 条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

2　理事会は理事総数の 2 分の1以上の出席がなければ成立しない。

3　理事会はオンライン会議、音声会議等の同時性、双方向性が確保されたシステムによっても参加することができる。やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法もしくはファクシミリをもって表決することができる。

4　前項の規定により表決した理事は、第 34 条第 2 項及び第 37 条第 1 項 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第 37 条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法もしくはファクシミリによる表決者がある場合にあっては、その数を付記すること）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

2　議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第 5 章　資産

(構成)

第 38 条　この法人の資産は次の各号を以って構成する。
(1)　財産目録に掲げられた資産
(2)　会費
(3)　寄付金品
(4)　事業に伴う収益
(5)　財産から生じる収益
(6)　その他の収益

(管理)

第 39 条　この法人の資産は理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 6 章　会計

(会計の原則)

第 40 条　この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行われなければならない。

(事業年度)

第 41 条　この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 42 条　事業計画及び予算は、理事長が毎事業年度開始前に作成し、理事会の議決を経なければならない。理事会の議決を経た事業計画及び予算は、当該事業年度中の通常総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 44 条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、理事長が毎事業年度終了後作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 46 条　予算をもって定めるもののほか、長期借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、 総会の議決を経なければならない。

第 7 章　定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第 47 条　この法人が、定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の 2 分の 1 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2　この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 48 条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に関わる事業の成功の不能
(3)　正会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産手続き開始の決定
(6)　所轄庁による設立の認証の取り消し

2　前項第 1 号の事由により解散するときは、正会員総数の 2 分の 1 以上の承諾を得なければならない。

3　第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 49 条　この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く)したときに残存する財産は、総会の議決を経、この法人と類似の目的を有する特定非営利活動法人又は地方公共団体に寄付する。

(合併)

第 50 条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数 2 分の1以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章　公告の方法

(公告)

第 51 条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。

2　ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 9 章　事務局および顧問

(事務局の設置及びその業務)

第 52 条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。事務局には、事務局長および必要な職員を置く。

2　この法人に、理事会の承認を得て顧問を置くことができる。 なお顧問はこの法人の業務の執行に関し理事長の諮問に応ずるものとする。

(職員の任免)

第 53 条　事務局長および職員ならびに顧問の任免は、理事長が行う。

(組織および運営)

第 54 条　事務局の組織および運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第10章　雑則

(細則)

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める

(附則)

1. この定款はこの法人の成立の日から施行する。
 この定款は 2003 年　5 月 25 日から一部改正して施行する。
 この定款は 2004 年　5 月 15 日から一部改正して施行する。
 この定款は 2006 年　5 月 28 日から一部改正して施行する。
 この定款は 2012 年 10 月 16 日から一部改正して施行する。
 この定款は 2013 年 10 月 15 日から一部改正して施行する。
 この定款は 2018 年　5 月 27 日から一部改正して施行する。
 この定款は 2021 年　5 月 30 日から一部改正して施行する。
 この定款は 2022 年　5 月 29 日から一部改正して施行する。

2. この法人の役員は、総会の定める別紙役員名簿のとおりとする。

3. この法人の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に揚げる額とする。

正会員(個人)	3,000 円(年額)
正会員(団体)	9,000 円(年額)
一般会員(個人)	3,000 円(年額)
一般会員(団体)	9,000 円(年額)
賛助会員(個人)	一口 2,000 円(年額)
賛助会員(団体)	一口 2,000 円(年額)

2016 年 4 月 1 日より、この法人の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員(個人)	1,000 円(年額)
正会員(団体)	9,000 円(年額)
一般会員(個人)	1,000 円(年額)
一般会員(団体)	9,000 円(年額)
賛助会員(個人)	一口 2,000 円(年額)
賛助会員(団体)	一口 2,000 円(年額)

設 立 者 名 簿

特定非営利活動法人 ハンディキャブゆづり葉

	氏 名
1	池田純子（イケダジュンコ）
2	岩﨑洋子（イワサキヨウコ）
3	浮揚玲子（ウキアゲレイコ）
4	大石雅也（オオイシマサヤ）
5	大川由美（オオカワユミ）
6	栗原利子（クリハラトシコ）
7	斎藤晋介（サイトウシンスケ）
8	杉本依子（スギモトヨリコ）
9	並木桑子（ナミキヤスコ）
10	森岡淳子（モリオカジュンコ）
11	和﨑千英子（ワサキチエコ）
12	原田恭子（ハラダキョウコ）